

平成30年度第4回 高所作業車運転技能講習のご案内

労働安全衛生法第61条就業制限に基づく、作業床の高さ10m以上の高所作業車の運転業務に係る技能講習を下記のとおり開催いたします。多数受講下さるようご案内申し上げます。

記

1. 日時

学科	平成30年11月15日(木)8時50分～19時20分
実技	平成30年11月17日(土)8時20分～16時25分

2. 場所

学科	神戸東労働基準協会	神戸市中央区八幡通3丁目2-5 IN東洋ビル601号室
実技	川崎重工業(株)神戸工場	神戸市中央区東川崎町3-1-1

3. 講習カリキュラム(14H)

		時間	講習科目	規定時間数	受講対象	会場案内等
学科	1 日 目	8:30～8:50	受付		全員	
		8:50～9:00	オリエンテーション			
		9:00～11:00	運転に必要な一般的事項に関する知識	2時間		
		11:00～11:10	休憩			
		11:10～12:10	作業に関する装置の構造等	1時間		
		12:10～12:50	昼食			
		12:50～14:50	作業に関する装置の構造等	2時間		
		14:50～15:00	休憩			
		15:00～17:00	作業に関する装置の構造等	2時間		
		17:00～17:10	休憩			
		17:10～18:10	関係法令	1時間		
		18:10～18:20	休憩			
		18:20～19:20	<修了試験>	1時間		
		実技	1 日 目	8:00～8:20		
8:20～8:30	オリエンテーション					
8:30～10:00	作業のための装置の操作			1時間30分		
10:00～10:05	休憩					
10:05～12:05	作業のための装置の操作			2時間		
12:05～12:45	昼食					
12:45～14:15	作業のための装置の操作			1時間30分		
14:15～14:20	休憩					
14:20～15:20	作業のための装置の操作			1時間		
15:20～15:25	休憩					
15:25～16:25	<修了試験>			1時間		

4. 受講区分と受講料

区分	資格等	学科免除科目	受講料(消費税含む)			備考
			講習料	テキスト	合計	
①	移動式クレーン運転士免許又は、小型移動式クレーン技能講習修了者	*一般的事項に関する知識 ・原動機に関する知識	34,560	1,850	36,410	受講申込書に資格証の写しを貼付
②	・道路交通法第84条に基づく免許を有する者 大型特殊、大型、中型、準中型、普通自動車免許等を有する者 ・フォークリフト、車両系建設機械運転技能講習終了者等 ・建設機械施工技術検定合格者	・原動機に関する知識				

*注)学科講習において、一般的事項に関する知識の免除の取扱いはありません。

5. 定員

40名 受付終了日:H30.11.2(金) 受付終了日までに申込書を提出し、受講料をお支払い下さい。

6. 申込方法:

- 1) ホームページ又は電話にて予約後、申込書に写真添付し当事務所宛て郵送下さい。(申込書はホームページからダウンロード出来ます)
・郵送先: 〒651-0085 神戸市中央区八幡通3-2-5 一社)兵庫労働基準連合会 神戸東事務所
<http://www.kobehigashi.com> 電話:078(222)1001
- 2) 受講料は、下記口座へ振込下さい。振込手数料はご負担下さい。(振込書は発行しません)
・振込口座(みなと銀行 三宮支店 普通口座1756989) 兵庫労働基準連合会神戸東事務所)

7. 受講時準備品:

受 付: 受講票及び本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住基カード、パスポート、社員証等の何れか)
学 科: 筆記用具(鉛筆、消しゴム)、電卓、昼食等
実 技: 筆記用具、ヘルメット、作業服上下、安全靴、脚絆、保護カネ、手袋、印鑑、昼食等

8. その他

- 1) 遅刻、早退者は受講無効扱いとします。
- 2) 納入された受講料は、原則返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが、受講日の5日前までに申出下さい
- 3) 会場には公共交通機関でお越し下さい。(自動車、単車、自転車は不可)

※ご提出いただいた個人情報、当事務所が責任をもって管理し、本講習以外の目的には使用しません。